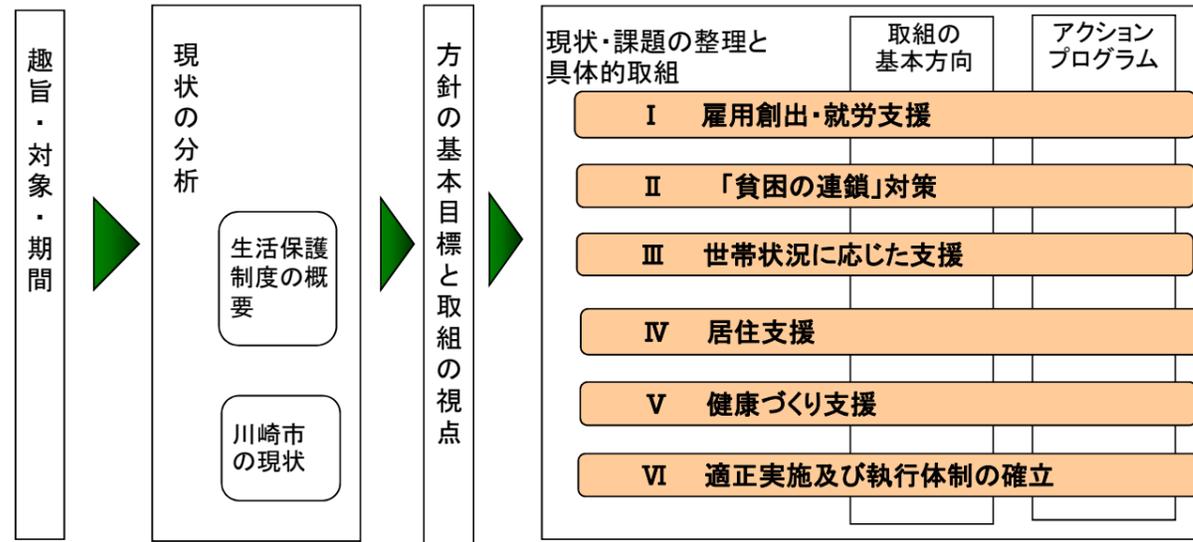


## 1 方針策定の趣旨等

### (1) 方針策定の趣旨

- 環境変化(国の動向・景気等)への機動的な対応
- 本市の特徴と強みを生かした「川崎らしい方針」
- 関連計画との整合

### (2) 方針の構成



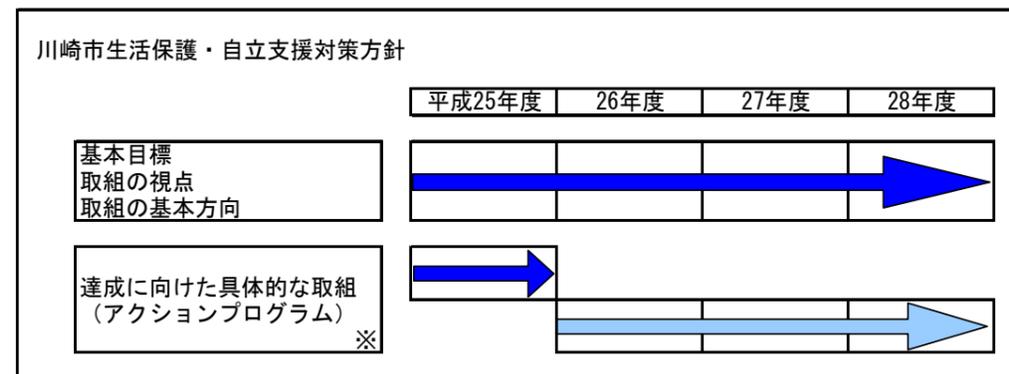
### (3) 方針の対象

- 生活保護受給世帯
- 生活困窮者
- ※ 生活困窮者とは・・・高齢や傷病、ひとり親、失業等により経済的困窮や社会的孤立の状況に陥り、生活の維持が困難になった者

### (4) 方針の対象期間

平成25～28年度

※ ただし、具体的な取組を定めるアクションプログラムは、平成25年度は当初予算と整合、平成26年度以降は、次期実行計画策定時に財源等との整合を図る。



## 2 方針の基本目標と取組の視点

### 【基本目標】

#### 1 生活保護受給者、生活困窮者の「あきらめ感」を払拭し、自立を促す。

本市の特徴や強みである、企業の集積やNPOの活動などを活用するとともに、本人の意欲を喚起しながら、能力に合わせた新たな雇用を開拓するなど、就職活動を積極的に支援し、自立を促す。

#### 2 雇用の創出と就労先の拡大を図る。

求職者の能力・条件等に合う、就労機会の場を開拓・創出し、就労先の拡大を図り、社会参加を促す。

#### 3 世代間の「貧困の連鎖」を断ち切る。

生活保護受給世帯の世帯主は、過去(子どもの頃)にも生活保護受給世帯の一員であった者が少なくないことから、その防止に向けた取組を行う。

#### 4 居住などの生活基盤の確保・安定を図る。

高齢単身世帯、企業の寮などに入居する期間労働者など、居住の確保等に一定の配慮が必要な者への対策を推進する。

#### 5 制度の公平・適正な運用により、市民の信頼を取り戻す。

濫給、漏給、不正受給の防止を図り、公平かつ適正な運用を図る。

#### 6 福祉現場の「自信」と「誇り」を再生し、新たな協働体制を構築する。

生活保護受給世帯数の増加や課題・問題等の複雑化、ケースワーカーの平均経験年数の短縮傾向などの課題に対応するため、課題解決のために連携可能な施策等を改めて整理し、役割の具現化を支援する。

### 【取組の視点】

ア 生活保護受給者、生活困窮者の能力・資質を最大限活用した主体的な自立への支援

イ 関連施策の活用による自立支援

ウ 早期対応による早期脱却

エ 市内企業、NPO、社会福祉法人、大学、専門家等、本市に集積する関係者との協働

オ 制度改正、時代状況等の変化に機動的に対応し、持続可能な仕組みを構築

カ 現状に即した新たな業務手法の開発と展開

# 川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

## 3 自立に向けての基盤づくり

### I 雇用創出・就労支援

#### (1) 課題

- 生活保護受給者・生活困窮者の能力・条件等に見合った就労支援の不足
- 求職活動の長期化、生活保護制度への長期依存傾向による就労意欲の減退
- 労働市場のニーズと生活保護受給者・生活困窮者の希望職種とのミスマッチ
- 一定の配慮が必要な求職者に対する、働く場の不足
- 障害者の法定雇用率の引き上げ (H25年4月、1.8%→2.0%)

#### (2) 取組の基本方向

##### I-1 求職者の能力・意欲・条件等の見極め(スクリーニング)

- 就労アセスメント会議等の実施と、その結果に即した支援方針の策定

##### I-2 就労意欲の喚起

- 就労意欲が低い者に対する、一定期間の雇用による職業訓練カリキュラムの実施 (意欲喚起事業)

##### I-3 求職と求人のマッチング

- ハローワークとの連携による「福祉から就労事業」の推進
- 求職者の能力・条件等に沿った求人の開拓及び労働市場のニーズを考慮した求職と求人のマッチング(求人開拓事業)
- 関連制度を活用した介護人材の育成と、市内介護事業所への人材供給

##### I-4 雇用の創出

- 一定の配慮が必要な求職者に対する市内企業による雇用創出及び市外企業の誘致
- 一定の配慮が必要な求職者の支援策を検討・実施する仕組みの検討
- 一般就労に至る前段の対象者への、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ「中間的就労」の場の確保と活用

##### I-5 障害者雇用の推進

- 稼働能力が認められる障害者に対し、対象者の生活実態や能力に合わせた就労支援を実施
- とりわけ精神障害者、発達障害者の自立支援プログラムを検討、実施

#### (3) 主なアクションプログラム

##### I-1 求職者の能力・意欲・条件等の見極め

- 就労アセスメント会議等による見極め

##### I-2 就労意欲の喚起

##### I-3 求職と求人のマッチング

- 意欲喚起事業
- 求人開拓事業

#### 総合就職サポート事業 (H24年度後半～)

- ハローワークと福祉事務所機能の一体化

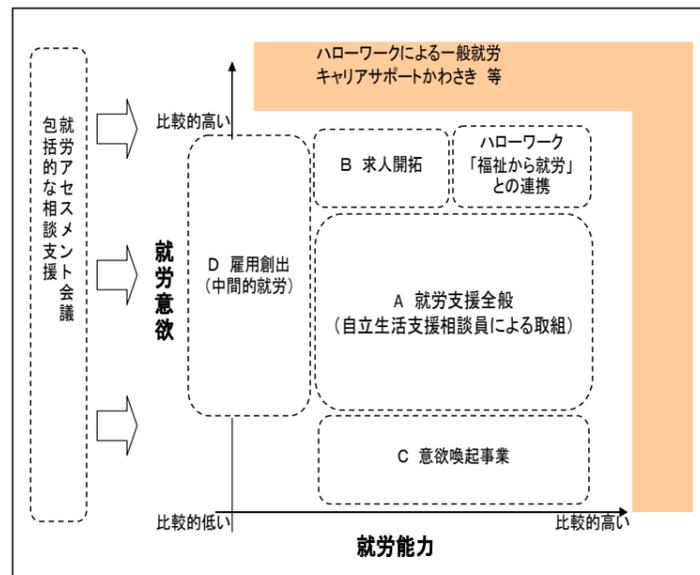
##### I-4 雇用の創出

- 一定の配慮が必要な求職者の支援策を検討・実施する仕組み

- 市内外事業者による雇用創出

- 協力事業者に対する表彰・認定制度等の創設

就労支援施策の全体像



##### I-5 障害者雇用の推進

- 稼働能力のある障害者に対する就労支援

### II 「貧困の連鎖」対策

#### (1) 課題

- 生活保護受給世帯の世帯主は、過去の出身世帯においても生活保護を受給していたという「貧困の連鎖」
- 生活保護受給世帯の子どもは、一般世帯と比較して高等学校進学率が低い
- 中学校においては不登校生徒が、また、高等学校においては中途退学する生徒が多数存在

#### (2) 取組の基本方向

##### II-1 学習支援

- 高等学校進学を支援することで、就職で不利な状況に陥るリスクを減らし将来の経済的自立を促進

##### II-2 高等学校卒業支援

- 生活保護受給世帯等の高校生を対象とした、中途退学防止及び卒業支援の実施

##### II-3 子どもの居場所づくり

- 学校に適応しない、生活保護受給世帯等の児童生徒を対象とした居場所づくり及び学習支援事業との一体的な取組の推進

#### (3) 主なアクションプログラム

##### II-1 学習支援

- 学習支援事業 } H24年度は川崎区内2か所で実施  
H25年度は4か所に展開予定

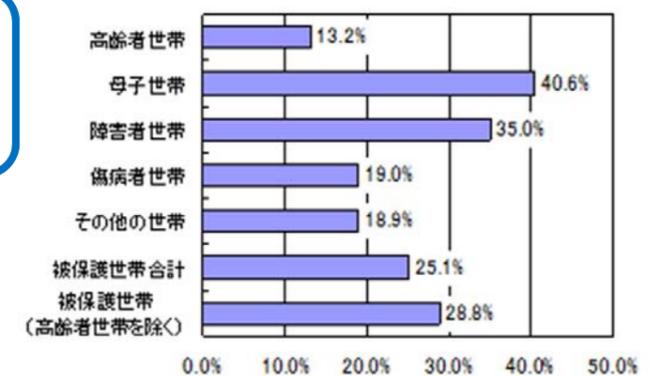
##### II-2 高等学校卒業支援

- 支援員の設置等による高校卒業支援

##### II-3 子どもの居場所づくり

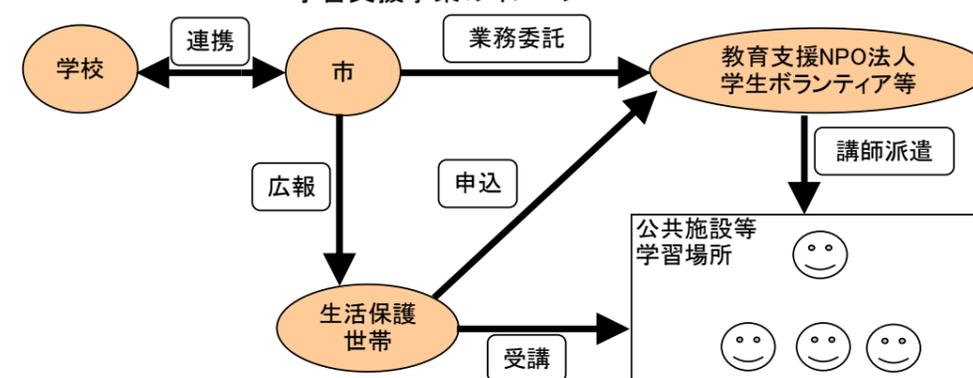
- 学校に適応しない、生活保護受給世帯の児童生徒を対象とした居場所づくり

生活保護の世代間継承率



資料:道中陸「保護受給層の貧困の様相」

学習支援事業のイメージ



# 川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

## Ⅲ 世帯状況に応じた支援

### (1) 課題

- 生活保護受給世帯(特に高齢者、障害者)の単身世帯の割合が非常に高く、家族等との繋がりや支援が希薄
- 障害者手帳の取得に至らない、発達障害者等に対する支援
- 母子世帯における低い収入額及び相談相手の不在
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、相談・支援体制の構築

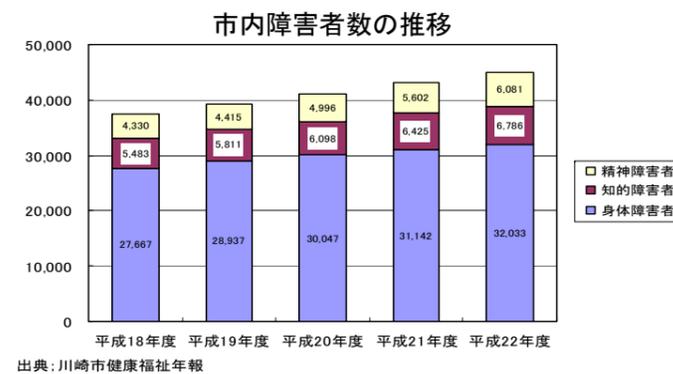
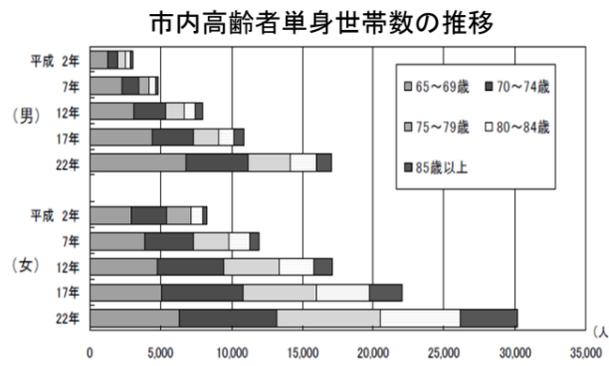
### (2) 取組の基本方向

- Ⅲ-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施**
- 高齢者、障害者、母子、それぞれの計画によって位置づけられた各種施策・制度等の有効活用による効果的な支援の展開
- Ⅲ-2 包括的な相談支援体制の構築**
- 失業を中心とした、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する、ワンストップ、寄り添い型の包括的な相談支援体制の構築

### (3) 主なアクションプログラム

#### Ⅲ-1 高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施

- 高齢者、障害者、母子等の各計画に位置づけられた施策、制度等との連携、効果的活用



#### Ⅲ-2 包括的な相談支援体制の構築

- 失業を中心として、衣食住、疾病、メンタル、家族、教育、債務等の複合的な課題を持つ者に対する、ワンストップ、寄り添い型の相談支援体制の構築

- 【4本柱】**
- 就労支援
  - 居住支援
  - 「貧困の連鎖」対策
  - 家計相談支援

パーソナルサポートサービスの相談状況 (全国)

	仕事関係 (失業)	生活関係 (衣食住)	健康 (疾患)	メンタル (うつ・発達障害)	家族・地域 (DV・虐待)	教育 (いじめ・不登校)	法律経済 (多重債務)	その他	合計
相談者数(人)	5,088								
相談件数(件)	4,282	2,111	900	1,546	1,082	338	1,026	776	12,061
保有率	84%	41%	18%	30%	21%	7%	20%	15%	237%
1人あたりの課題数(件)	12,061件 ÷ 5,088人 = 2.37件								

## Ⅳ 居住支援

### (1) 課題

- 民営借家に住む高齢者、障害者等の住宅の確保、居住の安定
- 企業の社員寮等に住む非正規労働者の居住の安定
- 緊急一時宿泊機能の整備

### (2) 取組の基本方向

- Ⅳ-1 居住の安定確保に向けた支援**
- 居住支援相談機能による、失業者に対する住宅手当や総合支援資金貸付制度の手続き支援
  - 不動産関係団体の協力・連携と居住支援制度の活用
  - 市営住宅等、収入に応じた入居者負担家賃の設定がなされた住宅の活用
  - ホームレス自立支援センター、緊急一時宿泊施設の活用による、一時宿泊機能の推進

### (3) 主なアクションプログラム

#### Ⅳ-1 居住の安定確保に向けた支援

- 居住支援相談機能の強化による、居所の確保、居住継続支援
- Ⅲ-2 「包括的な相談支援体制」の居住支援の柱の位置づけ

## Ⅴ 健康づくり支援

### (1) 課題

- 高齢者世帯の増加に伴う、医療扶助の増加
- 経済格差を背景とした健康格差の拡大

子どものいる全国一般世帯と麻生区生活保護受給世帯の、保護者の健康状況

	良い	どちらかといえは良い	普通	どちらかといえは悪い	悪い
麻生・生保 (N=90)	7	6	32	21	22
	7.8%	6.7%	35.6%	23.3%	24.4%
全国一般 (N=3197)	930	726	994	448	74
	29.1%	22.7%	31.1%	14.0%	2.3%

### (2) 取組の基本方向

#### Ⅴ-1 健康寿命延伸への取組

- 「第2期かわさき健康づくり21」と連携し、健康寿命の延伸の取組を進める

#### Ⅴ-2 地域活動参加促進といきがい創出

- ボランティア活動など、地域における社会参加を促進するための、地域資源との繋がり強化

#### Ⅴ-3 健康管理支援の取組

- 経済格差を背景とした健康格差を縮小するべく、健康相談支援事業を展開する

### (3) 主なアクションプログラム

#### Ⅴ-1 健康寿命延伸への取組

- 「第2期かわさき健康づくり21」との連携

#### Ⅴ-2 地域活動参加促進といきがい創出

- 地域活動への参加促進

#### Ⅴ-3 健康管理支援の取組

- 健康相談支援事業の展開

→ 健康管理支援員等の体制整備

# 川崎市生活保護・自立支援対策方針の概要

## VI 適正実施及び執行体制の確立

### (1) 課題

- 不正受給件数及び金額の増加
- 主に高齢者世帯における年金未受給(受給漏れ)
- 医療扶助費の節減に係る手法の確立
- 生活保護受給世帯の増加、問題の複雑化等に対応するための、執行体制の見直し

### (2) 取組の基本方向

#### VI-1 不正受給対策・年金受給漏れ対策

- 不正受給防止マニュアルの整備による統一的手法による不正の防止
- 「生活保護不正受給等防止対策連絡会」の開催等による、警察との連携強化
- 老齢年金の継続調査、障害基礎年金の調査の強化

#### VI-2 医療扶助の適正化

- 頻回受診等のチェック体制の強化
- ジェネリック医薬品の普及啓発

#### VI-3 執行体制の確立

- 新たな事業展開等に即した執行体制の検討、実施
- 支援団体等の関係者との協働関係の構築による、生活保護受給世帯の支援環境の整備

### (3) 主なアクションプログラム

#### VI-1 不正受給対策・年金受給漏れ対策

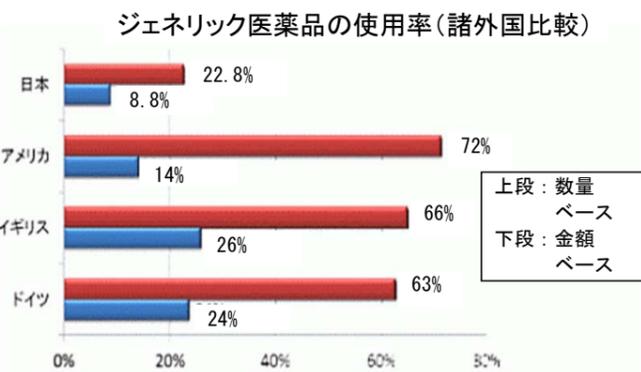
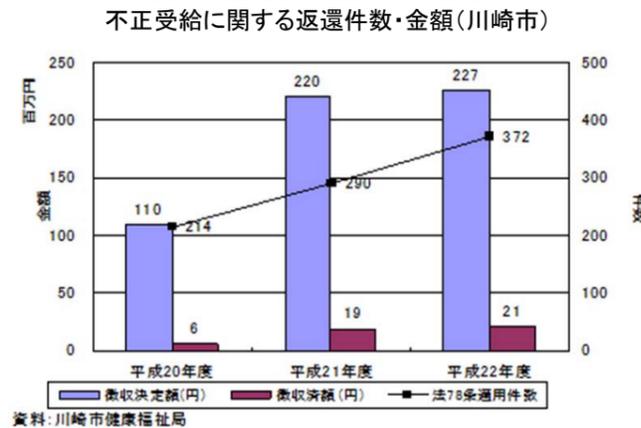
- 不正受給防止マニュアルの策定
- 連絡会等による警察との連携強化

#### VI-2 医療扶助の適正化

- 電子レセプトの活用による頻回受診等のチェック強化
- ジェネリック医薬品の普及啓発

#### VI-3 執行体制の確立

- 本庁・福祉事務所体制の見直し、体制整備
- 支援団体等の関係者との協働関係の構築による、生活保護受給世帯の支援環境整備



## 4 今後の推進体制

### (1) 今後の推進体制

- ・ 「川崎市生活保護自立支援対策会議」  
⇒ 本方針に基づく取組の総合的推進、平成26年度以降のアクションプログラムの展開等
- ・ 「生活保護実施体制検討委員会」  
⇒ 福祉事務所への事業展開、適正実施等の推進

### (2) 方針の実施状況等の点検

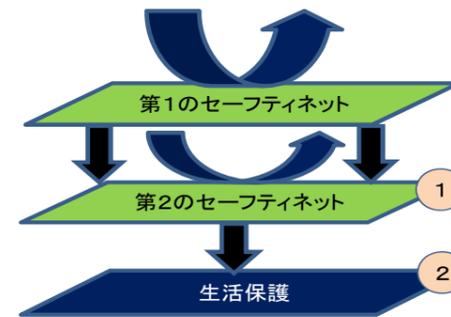
- ・ 「川崎市生活保護自立支援対策会議」(再掲)  
⇒ 本方針に位置づけられた事業について、関連計画の進捗状況等を踏まえながら、進捗状況を点検・報告

### (3) アクションプログラム等の見直し

- ・ 国の「新たな生活困窮者支援制度」の動向
  - ・ 国による生活保護制度の見直しの動き
  - ・ 雇用情勢、経済状況等
- を踏まえながら、機動的な対応、展開を実施

## 福祉の最前線からはじまる、行財政改革の新たな挑戦

### ～包括的な相談支援体制の構築に関わる投資効果(費用対効果)の考え方



#### 1 投資

第2のセーフティネットの強化(包括的な相談支援体制による就労支援の実施)

#### 2 効果

新規生活保護受給者の減少

#### 【事例】

投資(費用) : 30万円/人 … A ※ 本市総合就職サポート事業等の実績から試算

効果(保護費) : 年額162万円/1人 = 135,000円 × 12月 … B ※ 本市単身者概算

就職率 : 37% … C ※ 本市総合就職サポート事業 2月時点



仮に100人を支援した場合

$$\text{投資額} = 30\text{万円} \text{ (A)} \times 100\text{人} = 3,000\text{万円/年}$$

$$\text{効果額} = 162\text{万円} \text{ (B)} \times 100\text{人} \times 37\% \text{ (C)} \approx 6,000\text{万円/年}$$

$$\text{費用対効果} = 6,000\text{万円} - 3,000\text{万円} = 3,000\text{万円/年}$$

- ・ 失業者(≒市税、国民健康保険料等滞納者)を早期に支援することで、社会的コストの低減が可能
- ・ 就労支援、住宅手当等各種施策の有機的活用による第2のセーフティネットでのワンストップの実施

※ 上記の「考え方」は試算手法のおおまかな例示である。

※ 上記の「考え方」では、生活保護受給者の減少を、便宜上「効果」と表現しているが、真に生活保護を必要とする者の受給等を抑制するものではない。